

2. 林業・木材産業における対応

(1) 感染症の影響に対する行政の対応

林野庁は、このような新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、林業・木材産業関連事業者の業務継続及び影響緩和に向けた各般の措置を講じた。

令和2(2020)年3月には、林業・木材産業関連事業者が雇用する従業員に新型コロナウイルス感染症の患者が発生した際の対応及び事業継続を図る際の基本的なポイントをまとめたガイドラインを策定し、関係者に周知した。

林業・木材産業に及んだ多大な影響の緩和については、各地域の状況を把握しながら、滞留した原木の一時保管、資金繰り支援、需給情報の共有、減少した需要の喚起など、令和2年度第1次から第3次までの補正予算等も活用して、対策を行った(資料特2-8)。

(滞留した原木の一時保管)

令和2(2020)年2月頃から中国等への丸太輸出が滞り、原木が港や山土場等に滞留する事態が生じたことに対応し、同年4月に、新たな一時保管場所における借地料や一時保管場所への原木の運搬経費等の掛かり増し経費に対する支援を措置した。また、その後、国内の製材・合板工場等において減産に伴う原木の入荷制限が発生し、工場に出荷できず滞留する原木が増加したことから、同年6月には、国内工場へ出荷できずに山土場等で滞留している原木についても支援できるよう保管事業の対象を拡大した。

(林業者・木材産業事業者の資金繰り支援等)

原木価格の低下や在庫の増加、丸太出荷量の減少等に伴う事業採算性の悪化により、林業者・木材産業事業者の資金繰りが悪化することが懸念されたことから、令和2(2020)年3月から、このような事業者に対して経営の維持や安定に必要な資金を円滑に調達するための資金繰り支援を行った。

具体的には、林業者に融通する株式会社日本政策金融公庫の農林漁業セーフティネット資金について、貸付限度額の引上げを行うとともに、実質無利子化、実質無担保・無保証人化を措置した。また、

林業者・木材産業事業者が民間金融機関から融資を受ける際に独立行政法人農林漁業信用基金の債務保証を利用する場合、保証料を最大5年間実質免除し、実質無担保・無保証人による保証引受を行う措置を講じた。さらに、令和2年度第1次補正予算により、林業者が既往債務の借換えを行う際の利子助成と債務保証に係る保証料免除等を新たに措置した。同年6月には、農林漁業セーフティネット資金の融資枠を拡大するとともに、償還期限の延長等を行った。また、感染拡大防止対策を行いながら販路回復・開拓や事業継続・転換を行う農林漁業者の取組を支援する経営継続補助金について、雇用調整助成金、持続化給付金と併せて活用を図るよう周知を行った。

(需給情報の共有・現場への周知等)

木材輸出の停滞や各地の製材・合板工場等の減産により原木の入荷が難しくなり、原木価格が下落した状況から、地域の木材の需給動向に応じた素材生産を行うことが重要となった。このため、川上から川下まで幅広い関係者による需給情報の共有を促進すべく、令和2(2020)年6月19日には、国産材の安定供給体制の構築に向けた中央需給情報連絡協議会を開催し、全国的な需給情報の共有を行うとともに、政府の支援策等の周知を図った。また、地方

資料 特2-8 林業・木材産業関係の主な対策

	林業・木材産業関係の主な対策
経営の継続	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 経営継続補助金 ▶ 持続化給付金 ▶ 雇用調整助成金
資金繰り支援	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 農林漁業セーフティネット資金の実質無担保・無保証人による融資 ▶ 債務保証に係る保証料の免除 等
需給調整等	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 原木生産を伴わない森林整備 ▶ 国有林の立木販売の一時延期や搬出期間の無償延長 ▶ 輸出原木保管等緊急支援 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> (滞留する原木を一時保管する際の掛かり増し費用を支援) </div> <p style="text-align: right;">等</p>
減少した需要の喚起	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 過剰木材在庫利用緊急対策 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> (行き場のなくなった輸出向け原木を有効活用するため、公共施設等における木材利用を支援) </div> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 大径原木加工施設整備緊急対策 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> (大径材を有効活用し、付加価値の高い木材製品に転換するための加工施設の整備を支援) </div>

レベルにおいて需給情報を共有するため、全国7か所で地区別需給情報連絡協議会を開催し、各地域の関係者へ地域における木材需給情報を共有するとともに、支援策の周知を図った。

素材生産を中心とした事業を展開する林業経営体においては、原木価格の下落及び出荷量の減少に伴う売上減少により、経営の継続や従業員の雇用維持が困難となることが懸念された。このため、令和2(2020)年6月、令和2年度当初予算で講じられていた林業・木材産業成長産業化促進対策の持続的・林業確立対策の運用改善を行い、保育間伐、造林、下刈り等の原木生産を伴わない森林整備へと転換する取組を支援することとし、出荷量を抑制しつつ従業員の雇用が確保されるよう支援した。令和3(2021)年1月には、令和2年度第3次補正予算において、同様の取組を支援する追加措置を講じた。また、森林整備事業においても、原木生産を伴わない森林整備へと転換する取組を支援するため、令和2(2020)年5月、保育間伐の対象年齢の拡大等の運用改善を行った。

また、都道府県においても、林業経営体の原木生産を伴わない森林整備を独自に支援するなどの対応がみられた。

(国有林における対応)

国有林においては、国産材の1割強を供給し得ることから、今般のように地域の木材需要が大きく変動した際に、地域の実情に応じて木材の供給調整機能を発揮することも重要な役割としており、各地域の需給動向を見定めながら、供給調整を実施した。具体的には、各森林管理局に設置されている国有林材供給調整検討委員会での意見を踏まえ、販売済みの立木の搬出期間の延長について、令和2(2020)年4月以降全ての森林管理局において順次措置し、地域の木材需要の動向に応じた搬出を可能とした。このほか、立木販売の一般競争入札の一時見合わせや、丸太販売の先送りを措置するとともに、雇用の確保を図るため、原木生産を伴わない森林整備への振替えを実施した。

これまで、令和2(2020)年度に開催された中央及び各森林管理局の供給調整検討委員会においては、「国有林材の供給調整については、民有林の取

組とあいまって、一定の効果があつたものとみられる」とされるなど、国有林の取組に対して一定の評価もあつた。

国有林においては、木材需要の見通しが依然として不透明であることから、今後も引き続き各地域での需給動向を注視し、必要な対策を実施していくこととしている。

(需要喚起対策)

新型コロナウイルス感染症の影響により、中国への丸太の輸出が停滞し、特に国内で加工できる工場が限られている大径原木については、輸出できずに市場に滞ってしまう状況が生じた。減少した需要の喚起策として、令和2(2020)年4月より、このような行き場のなくなった大径原木を有効活用し、付加価値の高い製品に加工して輸出するための木材加工施設の整備を緊急的に支援した。また、原木を有効活用するため公共施設等における木材利用を支援し、原木在庫の解消に貢献した(資料 特2-9)。さらに、輸出力の維持・強化に向けた海外販路の開拓等の販売促進の取組を支援するとともに、令和3(2021)年1月には、非住宅建築物や外構での木材利用への支援を追加措置した。

学校給食休止に伴い未利用となったきこ類等については、食品の通販サイトを通じた販売を支援した。

(2)ウィズコロナ下での事業展開の可能性

新型コロナウイルスの感染を予防するため、「新しい生活様式」等の取組が広がり、人口密度が低く

資料 特2-9 支援措置による内装木質化事例



教室内の板壁パネル(小田原市豊川小学校)

自然豊かな地方への関心が高まるなど、都市で働く人の生活、考え方にも変化が生まれている。林業・木材産業においても、新型コロナ感染症の下での社会経済の変化に対応した事業展開を模索する動きが出てきている。

（「新しい生活様式」に対応した商品開発）

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議は、令和2（2020）年5月4日の提言において、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を行うことや、業種ごとに感染拡大予防のガイドラインを作成することを求め、その実践例、考え方、留意点の例を公開した。この中では、テレワークやオンライン会議、人が対面する場面でのアクリル板等での遮蔽、入り口での手指消毒が例示されている。

これを受けて、林業・木材産業でも対応した商品・サービス開発が行われた。

例えばオフィス向けでは、木材を使った飛沫を防止する仕切り板、足踏式の消毒液スタンド、飲食店等がテイクアウト用に使える屋台等が製作されている（資料 特2-10）。

また、自宅等でリモートワークを行うため、仕事用のスペースが必要となり、リフォームも行われている。DIYで机等を作る者もいる一方、木材で半個室を製作し販売する企業もみられた。

さらに、抗ウイルスの製品が注目されており、ヒノキを用いたフローリングでも、抗ウイルス塗装を行う商品の販売が開始されている*10。

また、密集・密接・密閉の「3密」を避ける場所として、森林での散策や個人・家族のみで行うキャンプにも関心が高まっている。キャンプ愛好家に向け、年間契約で山林をレンタルするサービスを開始した企業も出ている。

一方で、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、森林ボランティアや森林環境教育、体験等の活動が中止や延期を余儀なくされた。このような中、公益社団法人国土緑化推進機構等では新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン等の作成・周知を行い、一部で活動の再開につながっている。

（感染拡大防止に対応した営業）

新型コロナ感染症の対応により、働き方にも変化が生じた。テレワークやオンライン会議の導入が進み、イベント等の人が多く集まる場は中止や延期等の検討を迫られた。この中で、働き方改革や新型コロナに対応した新しい営業も行われている。

内閣府の調査によれば、最初の緊急事態宣言の令和2（2020）年5月に、全国で27.7%、東京で48.4%の就業者がテレワークを実施し、その後の12月にも、全国では21.5%、東京では42.8%の就業者が実施している*11。

実際の効果として、「働き方改革が進んだ（46.2%）」、「業務プロセスの見直しが進んだ（39.7%）」とした企業が多く、「遠方の取引先であってもオンライン会議を活用することで従来よりも頻繁に、かつ出張費をかけずに打合せをできるように

資料 特2-10 「新しい生活様式」に対応した木製品の例



飛沫防止の仕切り板



足踏み式の消毒液スタンド

*10 令和2（2020）年9月18日付け日刊木材新聞7面

*11 内閣府「第2回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」（令和2（2020）年12月）

なった」という声も聞かれた。

木材関連の会合、シンポジウム等もオンラインが増えており、地方からでも、リモート会議による人脈づくり、商談等による販売促進の可能性が出ている。

木材市場においては、首都圏を中心に多くの大型市が中止、規模縮小された。コロナ禍の状況に鑑み、ホームページで出品情報を掲載してFAXによる入札を開始する市場があったほか、これを契機として、ウェブ入札システムの導入を検討している市場もあり、このような形態による入札が定着していく可能性もある。課題としては、既存の買い手が新しい入札方法に対応できるか、新規の買い手をどう取り込むかという点が挙げられている^{*12}。

(山村地域でのテレワーク拠点整備やワーケーション)

テレワークの拡大により、居住地から離れて仕事を行うことも可能となった。ホテルの個室等で仕事をすることも可能だが、各地で電源とWi-Fi環境が整備されたコワーキングスペース等も開設されている。さらに、自然豊かなリゾート地等で余暇を楽しみつつ仕事を行うワーケーションにも注目が集まっている。

内閣府の調査によれば、就業者の中で4つの形態のワーケーションのいずれかを希望する者は

34.3%と高く、特に20代で希望する者が多かった(資料 特2-11)。

地方公共団体等が公表しているリモートワークやワーケーション施設の中には、森林が豊かな地域に立地する施設もあり、自然を楽しみながら仕事を行うことが可能となっている(資料 特2-12)。

(移住への関心の高まり)

内閣府の調査によれば、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県(以下「東京圏」という。)では、令和元(2019)年12月と比べ、徐々に地方への移住に関心を持つ在住者が増えており、特に20代では多くなっている(資料 特2-13)。

関心がある理由として、「人口密度が低く自然豊

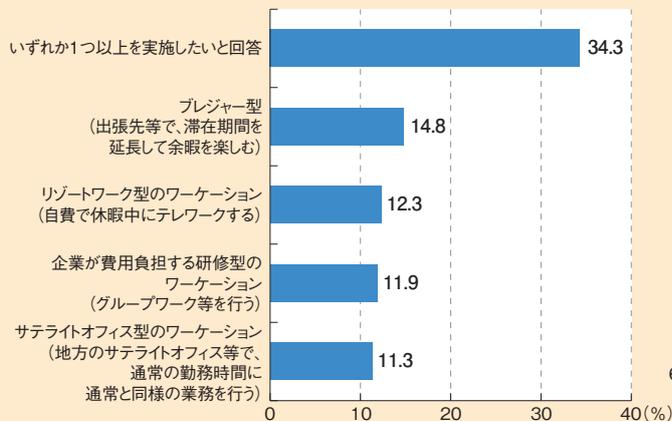
資料 特2-12 山村地域におけるワーケーションのイメージ



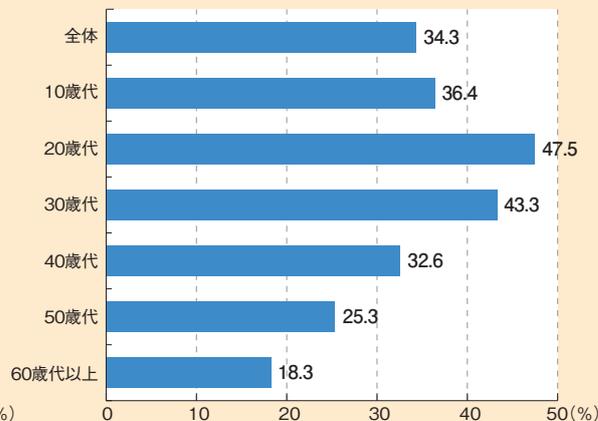
森のオフィス(長野県白馬村)

資料 特2-11 就業者に対するワーケーションに関する意識調査

【類型別の実施希望】



【年代別の実施希望】



注：年代別は、ワーケーションのタイプのうち、いずれか一つ以上を実施したいと回答した割合。
資料：内閣府「第2回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」(令和2(2020)年12月)

*12 令和3(2021)年1月1日付け日刊木材新聞14面

かな環境に魅力を感じたため」を挙げた人が多く、また、「テレワークによって地方でも同様に働けると感じたため」、「ライフスタイルを都市部での仕事重視から、地方での生活重視に変えたいため」が続いており、新型コロナウイルス感染症の影響による意識の変化がみられる(資料 特2-14)。関心があるだけでなく、実際の行動に結びついており、地方への移住に関心がある人の中で、地方移住に向けて情報収集を行うなど、何らかの行動を起こした人が27.2%、引っ越し予定がある人が2.6%となっている。

総務省の住民基本台帳人口移動報告でも、東京と他の都道府県の移動は、令和2(2020)年5月から12月まででは転出超過となっている月が多く、東京近隣県以外でも転入超過となった都道府県も出ている。

令和2(2020)年も3、4月に東京への転入が多く、年間で見ると東京への転入超過の傾向は変わらないが、地方移住への関心は高まっており、地方で

の受け皿づくりが望まれる。

(移住への受け皿、体制づくり)

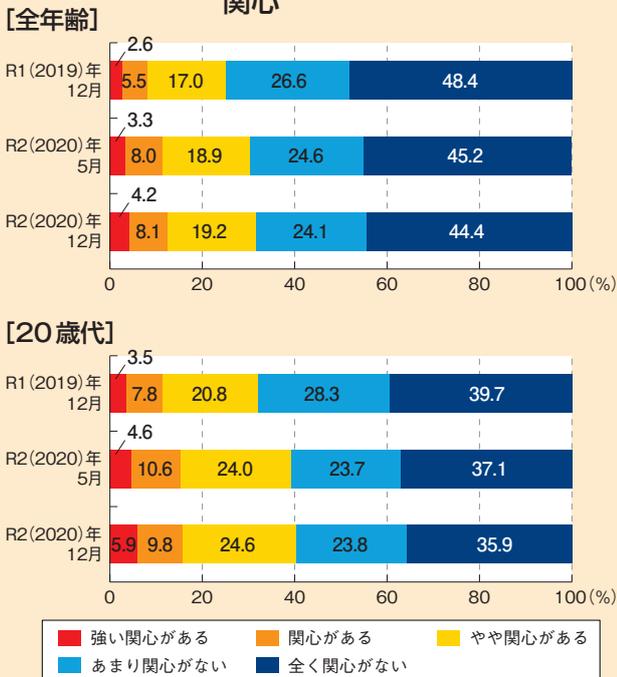
このような関心の高まりから考えると、自然の中で過密になるリスクの低い林業も地方移住時の受け皿の一つとなり得ると考えられる。

毎年、「森林の仕事ガイダンス」として、森林・林業に関心のある方を対象に、林業の仕事を紹介し、相談を受けるイベントが実施されている。複数の都道府県が参加する全国版と都道府県ごとのエリア版があるが、令和2(2020)年度の全国版は、東京都、大阪市、名古屋市及び福岡市の4会場での実施に加え、オンラインによるガイダンスを実施し、前年度を上回る2,744名の相談者があった。

また、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元(2019)年と比べ、令和3(2021)年の志願者数及び県外の志願者数が増加した林業大学校もみられる。

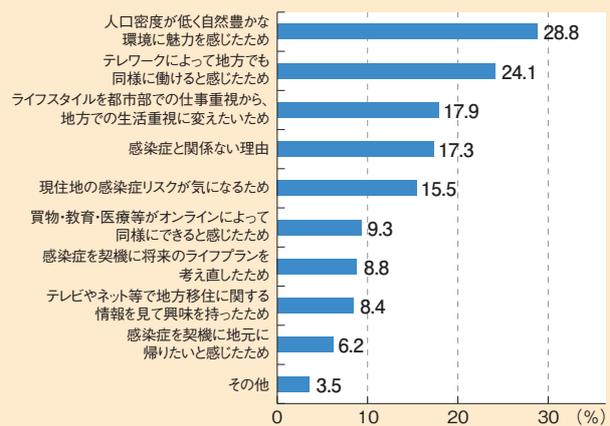
各都道府県の林業労働力確保支援センターによる林業体験や研修、林業大学校への就学、「緑の雇用」事業の活用、地域おこし協力隊制度^{*13}など、山村地域で新たに生活を始めながら林業分野での就業を考える人々をサポートできる種々の枠組みを最大限に活用しつつ、各地域での受入れに向けた動きが広

資料 特2-13 東京圏在住者の地方移住への関心



出典：内閣府「第2回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」(令和2(2020)年12月)

資料 特2-14 地方移住への関心理由



注1：東京圏在住で地方移住に関心がある人の中での割合
注2：「特になし」と回答した人の割合は20.0%

出典：内閣府「第2回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」(令和2(2020)年12月)

*13 過疎地域等の条件不利地域で、地方公共団体が都市住民を受け入れ、「地域おこし協力隊員」として委嘱し、地域おこしの支援等の「地域協力活動」に従事してもらいながら、その地域への定住・定着を図る取組。

ることが期待される。

(3) 今後の対応に向けて

新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会に大きな影響が及んだ。林業・木材産業においても住宅等の木材需要の減少により、製材・合板工場等の生産縮小、原木の入荷制限が行われ、これらにより木材価格の低下や生産調整が行われるなど、大きな影響が及んだ。

林業経営体への影響を調べるため、全国森林組合連合会は、令和2(2020)年11月に「緑の雇用」事業に取り組む林業経営体に対して調査を行った(有効回答数787社)^{*14}。これによると、令和2(2020)年1月以降の売上(事業収入)が前年よりも「減少」したとする経営体は全体の約7割に及び、中でも「50%以上減少」したとする経営体は約3割と、多くの経営体で売上が減少している。

しかし、新型コロナウイルス感染症の雇用への影響に関して、98%の経営体(773社)が「労働者の解雇や雇い止めを行っていない」と回答しており、工夫しながら雇用を維持している状況がうかがえる。25%の経営体が持続化給付金を、6%の経営体が雇用調整助成金を活用するなど、国の給付金・助成金が事業・雇用の維持に役立てられた。また、国や都道府県等の支援により、原木生産を伴わない保育間伐、造林、下刈り等へのシフトを行ったことも影響を小さくしたと考えられる。

この素材生産量の減少は木材価格の維持には効果を発揮した一方で、令和2(2020)年後半には、一部地域で需給が逼迫する状況もみられた。

一方、木材産業関連事業者においても、木材需要の動向が不透明なことから、減産を実施するなど生産活動の縮小がみられたが、各種支援策の活用や勤務シフトの変更等により、雇用を維持しながら事業活動を継続しており、雇止めや倒産は一部にとどまっている。

新型コロナウイルス感染症は収束しておらず、この影響による新設住宅着工戸数の落ち込みは2年程度続くとの予測もある^{*15}。米国の住宅需要の増加や

コンテナ不足の影響等もある中で、世界の木材需給や流通の先行きは不透明である。民間事業者は、今後もそれらの動向を見ながら生産を行うなどの対応が必要である。また、国は、今後も各地域の状況を注視し、都道府県とも連携しながら地域の状況に応じた必要な対応を行っていくこととしている。

*14 968社を対象とし、令和2(2020)年11月9日～11月24日にメールで実施し、有効回答数は787社(81%)。

*15 野村総合研究所(2020)2040年の住宅市場と課題～長期的展望と新型コロナウイルスによる短期的影響の分析～:12.

